

三重県特定非営利活動促進法等施行規則の改正概要

平成 23 年 11 月
三重県男女共同参画・NPO 室

改正の趣旨

今年 6 月に特定非営利活動促進法（NPO 法）が改正され、特定非営利活動法人（NPO 法人）の認証制度に大幅な見直しが行われたほか、これまで国税庁長官が行ってきた租税特別措置法上の認定 NPO 法人制度が廃止され、新たに、NPO 法に基づき都道府県知事又は指定都市の長が行う認定 NPO 法人制度が創設され、併せて仮認定の仕組みの導入等が行われました。

これを踏まえ、三重県においても、知事が行う NPO 法人の認証事務や認定 NPO 法人の認定事務等についての必要な事項を定めるため、「三重県特定非営利活動促進法等施行規則」の一部改正を行います。

改正の内容

1 事業報告書等の閲覧及び謄写（規則 10 条）

- 事業報告書等の閲覧又は謄写の請求を行う場合は、「閲覧又は謄写請求書」により行うこととします。
- 事業報告書等の閲覧又は謄写の場所は、三重県生活・文化部において行うものとします。
- 事業報告書等の謄写に要する費用の負担については、三重県情報公開条例施行規則（平成 12 年三重県規則第 5 号）10 条の例によります。

具体的な謄写費用の額は次のとおりとなります。

A 3 判まで	白黒の場合	1 枚につき 10 円
	カラーの場合	1 枚につき 40 円

2 認定等の通知（新規）

- 知事は、法第四十四条第一項に規定する認定、法第五十一条第二項に規定する認定の有効期間の更新、法第五十八条第一項に規定する仮認定、法第六十三条第一項又は同条第二項の認定をした場合は、遅滞なく、その旨を当該特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を含む。）の主たる事務所の所在する市町の長に通知するものとします。

3 電磁的記録の保存の方法（新規、現行の規則 11 条は削除します）

- NPO 法人が、電子文書法 3 条 1 項の規定に基づき、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合として規則で定める方法は、次のとお

りとします。

- ① 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
- ② 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

- 特定非営利活動法人が、電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならないものとしします。

4 電磁的記録の作成の方法（新規、現行の規則 11 条は削除します）

- NPO 法人が、電子文書法 4 条 1 項の規定に基づき、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合として規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法としします。

5 電磁的記録の縦覧等の方法（新規、現行の規則 11 条は削除します）

- NPO 法人が、電子文書法 5 条 1 項の規定に基づき、書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合として規則で定める方法は、特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を紙その他の有体物に印刷して表示する方法としします。

6 その他（改正、新規）

- NPO 法人制度に係る様式の追加及び改正、認定・仮認定 NPO 法人制度に係る様式の規定を行います。

施行期日

- 平成 24 年 4 月 1 日 規則施行（法及び条例の施行と同日）